

# 管理不全所有者不明土地の 管理適正化マニュアル

初版：令和8年3月

埼玉県空き家・所有者不明土地対策連絡会議

# 目 次

---

はじめに	P 1
<b>1. 本マニュアルの位置づけ</b>	
(1) マニュアルの位置づけ	P 2
(2) マニュアルの対象とする土地	P 2
<b>2. 管理不全所有者不明土地の管理適正化のための措置</b>	
(1) 措置の基本的な流れ	P 3
(2) 事前準備・誘導	P 4
(3) 法に基づく措置の検討	P 5
(4) 立入調査の基本的な流れ	P 6
(5) 勧告の基本的な流れ	P 7
(6) 災害等防止措置命令の基本的な流れ	P 9
(7) 代執行の基本的な流れ	P 12
<b>3. 管理不全状態を判断するためのチェックリスト</b>	
(1) 管理不全状態を判断するためのチェックリストの概要	P 15
(2) 現地調査	P 18
(3) 管理不全状態の評価・判断	P 20
(4) 今後の措置の検討	P 22
<b>参考資料：法に基づく措置の参考様式</b>	P 25

## 別添資料：チェックリスト（Excel ファイル）（記入例含む）

チェックリスト個票①	『災害の発生』に関する現地調査
チェックリスト個票②	『環境の悪化』に関する現地調査
チェックリスト総括票	① 管理不全状態の評価・判断 ② 今後の措置の検討

# はじめに

---

人口減少・少子高齢化が進む中、相続件数の増加や土地利用ニーズの低下、土地の所有意識の希薄化等の進行により、いわゆる「所有者不明土地」の増加が見込まれています。

所有者不明土地は、公共事業や民間主体による開発事業の実施に際し、土地の所有者の探索等に多大な時間・費用を要するなど、円滑な土地利用の支障となるとともに、所有者による自発的な管理が行われる可能性が低い土地であるため、適正に管理されないまま放置されることにより、周辺地域への土砂の崩落などの災害や害虫の発生などの悪影響の要因となる場合もあります。

こうした状況を背景に、令和4年に「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の一部が改正され、管理不全状態の所有者不明土地について、市町村は、勧告・命令・代執行などの行政的措置や地方裁判所への管理命令の請求などの民事的措置を法に基づいて行うことが可能となりました。

一方、空き地をはじめとする低未利用の土地については、高度経済成長期に大量供給され売れ残ったまま放置された宅地やバブル期に生じた虫食い状の空き地に加えて、近年は、人口減少等による土地の総量に対する需要の絶対的な不足等から生じる土地の管理不全化、外部不経済の発生等が全国的な課題として一層顕在化しています。

こうした状況に対して、埼玉県内の市町村においても、空き地の所有者自らによる適正管理を促進するための条例を制定し、その運用が図られています。

このような管理不全状態にある所有者不明土地や空き地については、災害等の地域生活への重大な影響を及ぼすことが懸念され、その管理不全状態の解消を図る取組は、周辺住民等の生命・身体の保護や生活環境の保全、公共施設の機能確保等の観点からも公益性が高いものであり、各自治体において管理の適正化のために必要な措置を講ずることの重要性はますます高まっていくと考えられます。

本マニュアルでは、国土交通省が作成した「所有者不明土地の管理の適正化のための措置に関するガイドライン」等を参考に、管理不全所有者不明土地の管理適正化のための措置の基本的な流れを整理するとともに、管理不全状態に該当するかどうかを判断するためのチェックリストを作成しました。

市町村の皆様におかれましては、本マニュアルを参考にして、地域の実情に合った適切な措置を実施いただければ幸いです。

なお、本マニュアルは、管理不全所有者不明土地の管理適正化のために必要な措置を実施する際の参考とするために作成したものであり、既に固有の判断基準等を定めている場合は、従来どおりの運用を図っていただいで差し支えありません。

# 1. 本マニュアルの位置づけ

## (1) マニュアルの位置づけ

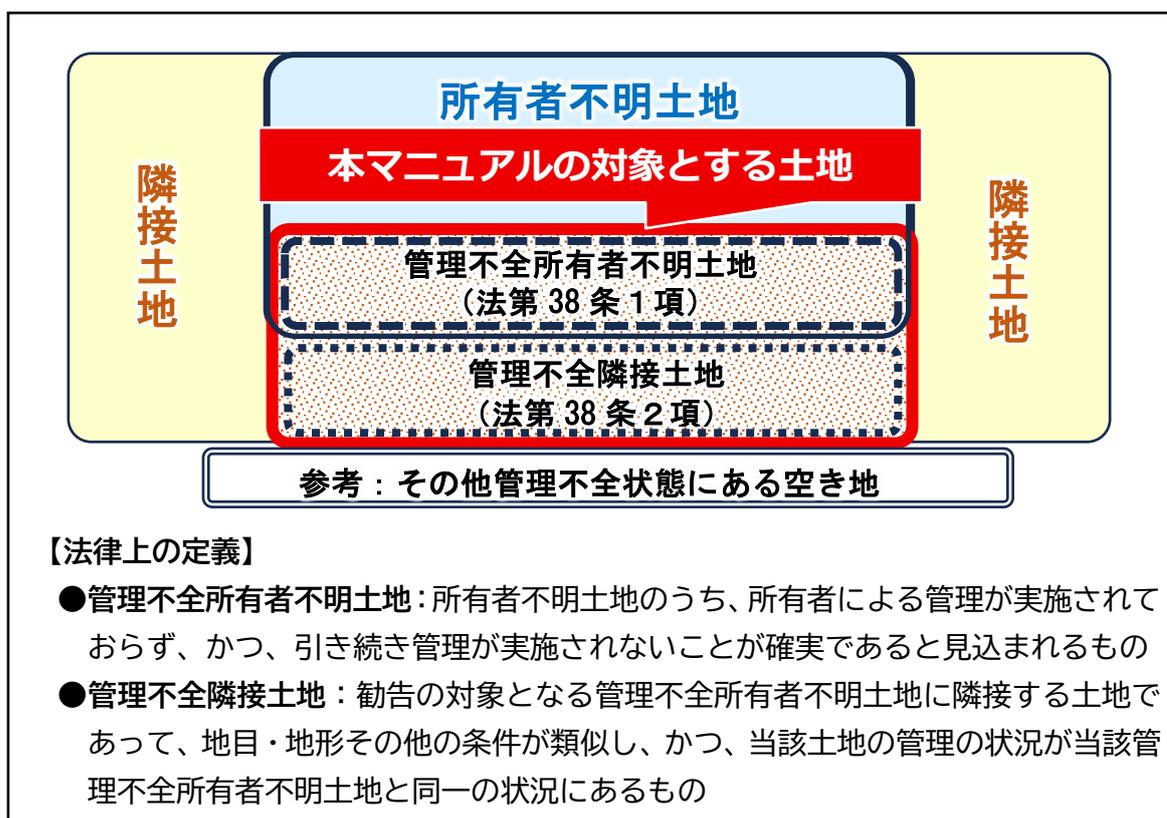
令和4年の「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下「法」という。）」の一部改正を踏まえ、国土交通省では令和6年に「所有者不明土地の管理の適正化のための措置に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を定め、勧告等の対象となる管理不全状態の判断の参考となる基準や管理不全状態の所有者不明土地に対する措置に係る手続の基本的な考え方を示しています。

一方で、管理不全状態に該当するかどうかの判断は難しく、周囲への悪影響や危険度の切迫性等を考慮し、地域の実情等に応じて基準等を定め、適切に実施する必要があります。このため、本マニュアルは、管理不全所有者不明土地の管理適正化のための措置の基本的な流れを改めて整理するとともに、管理不全状態の土地に該当するかどうかを判断するためのチェックリストを作成し、市町村における適切な措置実施の一助とするものです。

## (2) マニュアルの対象とする土地

本マニュアルでは、法に定義された「管理不全所有者不明土地」及び「管理不全隣接土地（勧告の場合のみ）」を対象としています。（以下「管理不全所有者不明土地」といいますが、勧告の場合には「管理不全隣接土地」を含むものとします。）

なお、県内の多くの市町村で空き地関連条例を定めていますが、その対象となる管理不全状態の「空き地」に該当するかどうかの判断においても参考になるものと考えます。



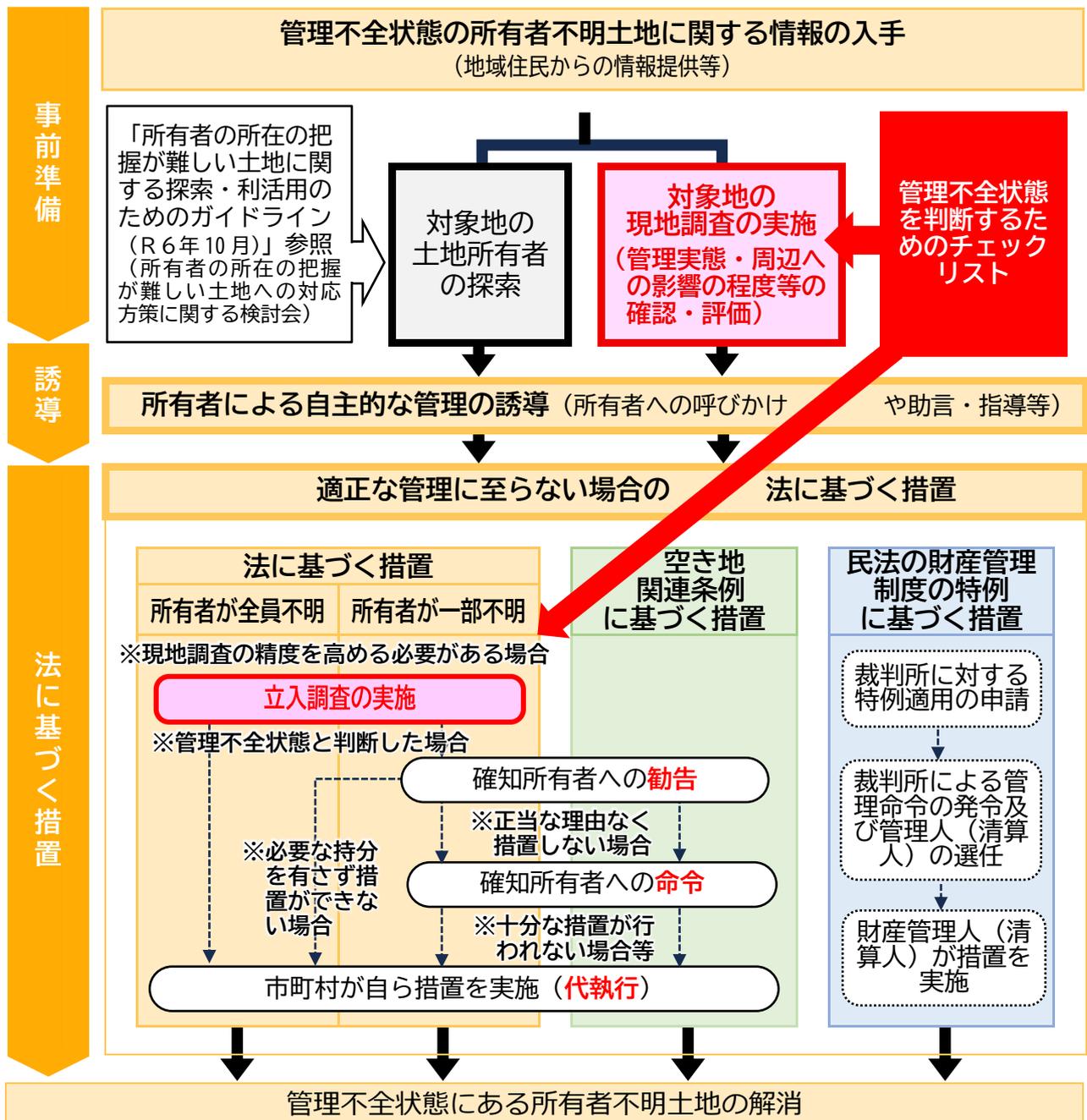
■ 本マニュアルの対象とする土地

## 2. 管理不全所有者不明土地の 管理適正化のための措置

### (1) 措置の基本的な流れ

管理不全所有者不明土地に対する措置については、法に基づき、勧告（法第 38 条第 1 項）や不利益処分である災害等防止措置命令（法第 39 条）・代執行（法第 40 条第 1 項）を行うことができるほか、民法（明治 29 年法律第 89 号）による裁判所への所有者不明土地管理命令等の請求（法第 42 条）が可能であり、その際には、同様の状況にある隣接土地についても併せて勧告や所有者不明土地管理命令等の請求を行うことができます。なお、空き地関連条例などを定めている市町村においては、当該条例に基づき必要な措置を行うこととなります。

管理不全所有者不明土地の管理適正化のための措置の基本的流れは以下のとおりです。



### (2) 事前準備・誘導

法に基づく管理不全所有者不明土地に対する措置に先立って、以下のとおり一連の準備を経ることが適当です。

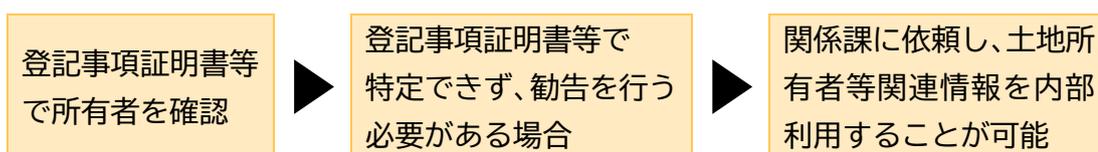
#### ア 管理不全状態の土地の把握（チェックリストを活用した現地調査）

本マニュアルのチェックリスト等を活用して管理の実態や周辺への影響の程度等の確認・評価を行います。

#### イ 土地の所有者探索

所有者を確知しようとする場合には、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 119 条に基づき登記事項証明書の交付を請求することなど（※）が考えられます。

なお、勧告を行うため必要がある場合には、法第 43 条第 5 項に基づき、固定資産課税台帳、地籍調査票、農地台帳等も含めた土地所有者等関連情報を内部利用することが可能です。



（※）所有者探索について詳しくは、「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」を参照。  
[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo\\_tk2\\_000125.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000125.html)（国土交通省 HP）

#### ウ 所有者による自主的な管理の誘導

土地の適切な管理は、本来その所有者や使用収益権を有する者の責任において行われることが前提です。

現地調査の結果、管理不全状態にあることを確認した場合には、所有者探索によって判明した管理不全所有者不明土地の所有者（以下「確知所有者」）に対して、土地の管理の適正化に向けた呼びかけや行政手続法第 2 条第 6 号に規定する助言・指導等により、自主的な管理の実施を促します。

##### <確知所有者への連絡に当たっての留意点>

- ①当該土地の状態を把握していないこと等があることから、まずは**当該土地の現状を伝える**とともに、今後の改善方策に対する考えや今後の処分や活用等についての意向など**事情の把握に努める**。

例：改善の意思はあるものの、対処方策が分からない

遠隔地に居住しているため、自ら対策を講ずることが難しい 等

- ②確知所有者の事情等を把握し、状況に応じて、土地の管理、譲渡等に関する対策を行う事業者等を含めた**相談窓口**や活用可能な**助成制度を紹介すること**等により**解決を図るよう努める**。

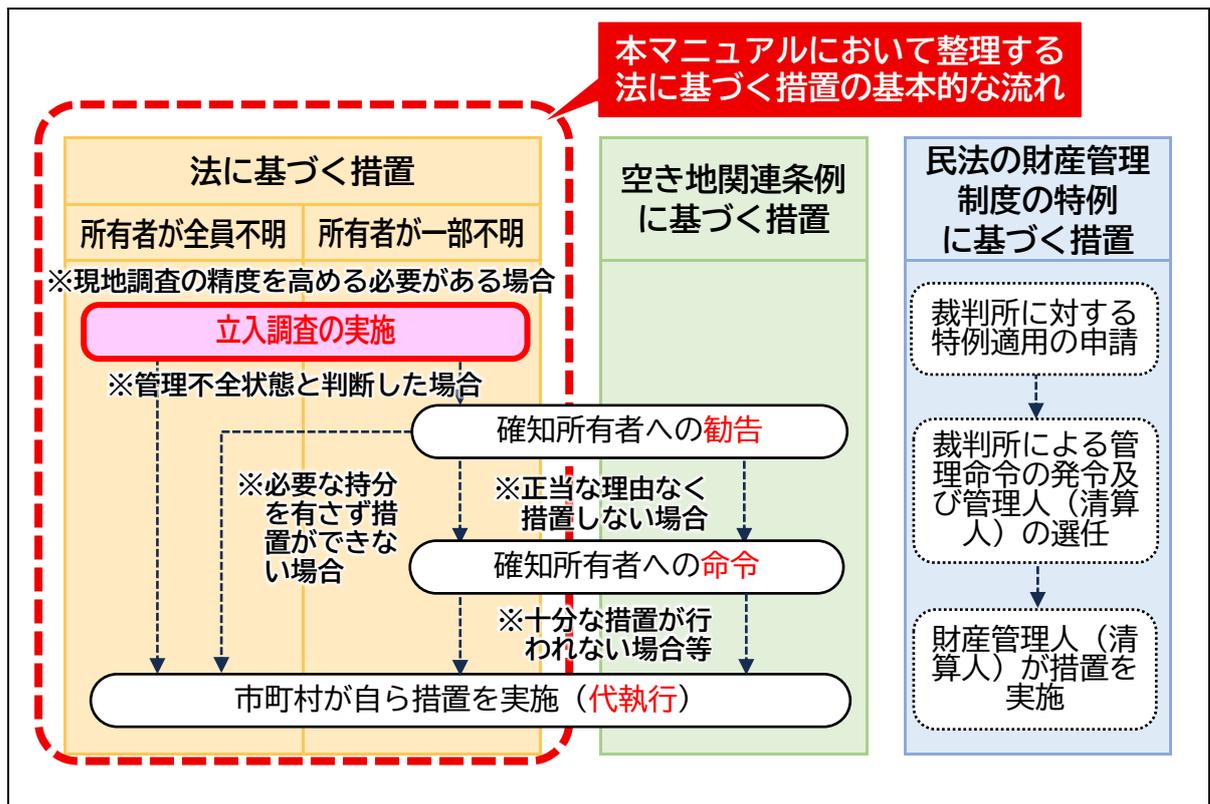
### (3) 法に基づく措置の検討

確知所有者自らの自発的な管理を促してもなお、適切な管理が行われず、必要な災害等防止措置が講じられる見通しが立たない場合には、下図の体系に示す各法令に基づく措置に移行することになります。

なお、法では、管理不全と認められる土地について、勧告・命令・代執行等を可能としています。これらの措置が適用され得る土地であっても、その地目や、措置の規模、土地における建物の有無等に応じて、最適な措置を検討します。

例：農地法、森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、土壤汚染対策法など

このような場合は、特定の政策目的に応じて定められた法令に基づいて措置を講ずることが原則であり、対応の方法について、権原を有する者と調整を行うことが必要です。他の法令に基づく措置が実施されない場合や法に基づく措置を実施する方が合理的である場合には、法に基づく措置を実施することが求められます。



■ 本マニュアルにおいて整理する法に基づく措置の基本的な流れ

## **(4) 立入調査の基本的な流れ（法第 41 条）**

事前準備におけるチェックリストを活用した現地調査は、主として「公道から目視確認を行う」ことを想定しています。

さらに、法に基づく措置を実施する上で現地調査の精度を高める必要がある場合等には、法に基づいて敷地内への立入調査を行います。

### **ア 確知所有者等に対する事前の通知**

管理不全所有者不明土地の確知所有者がいる場合に立入調査を行おうとするときは、その円滑な実施や、対応方針の早期決定等の観点から、当該確知所有者にその旨を一定の時間的猶予をもって事前に通知することが望まれます。

### **イ 身分を示す証明書の携帯と提示**

立入調査を行う際は、その身分を示す証明書（施行規則第 55 条に基づくもの）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示する必要があります（法第 41 条第 2 項において準用する法第 13 条第 6 項）。

## (5) 勧告の基本的な流れ（法第 38 条）

### ア 勧告実施の要件

次の①②の事態の発生を防止するために必要かつ相当であると認める場合には、その必要の限度において、当該管理不全所有者不明土地の確知所有者に対し、期限を定めて、当該災害等防止措置を講ずべきことを勧告することができます。

<勧告が可能なケース>

- ①当該管理不全所有者不明土地における土砂の流出又は崩壊その他の事象によりその周辺の土地において**災害を発生**させること
- ②当該管理不全所有者不明土地の周辺の地域において**環境を著しく悪化**させること

勧告の実施は、以下のとおり事前準備における所有者探索による所有者の判明状況に応じて、検討する必要があります。

#### ①管理不全所有者不明土地の所有者が**全部不明**の場合

- ・管理不全状態の土地の所有者を探索した結果、**所有者を全員確知できなかった場合**、当該土地は管理不全所有者不明土地に該当していても、勧告を行う確知所有者がないため、法第 38 条第 1 項に基づく**勧告を行うことはできません**。
- ・この場合には、事態を放置した場合の影響や災害発生危険の切迫度等に応じて、代執行（法第 40 条）又は民法の特例請求等の措置を検討します。

#### ②管理不全所有者不明土地の所有者が**共有状態**にあり、その内の**一部の所有者が不明**の場合

- ・管理不全状態の土地の所有者を探索した結果、**所有者を一部確知できなかった場合**であっても、当該土地は**管理不全所有者不明土地に該当**します。
- ・この場合には、当該土地の確知所有者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを**勧告することができます**（法第 38 条第 1 項）。
- ・確知所有者が**複数存在する場合**には、それぞれの確知所有者の共有持分の多寡にかかわらず、**確知所有者全員が勧告の対象**となります。
- ・所有者の探索が全て完了していなくても、不明所有者が存在するなど所有者不明土地であることが確認できている場合には、検索の過程で判明した所有者から順次勧告を行うことは妨げられないとされています。（ただし、この場合は緊急度等を考慮して慎重に検討してください。）

### イ 勧告の手続

#### 【確知所有者への通知】

勧告を行う場合は、管理不全所有者不明土地の確知所有者に対し、所定の事項を記載した**勧告書（参考様式 1）**を交付するものとします。

主な記載事項は、次のとおりです。

### ①勧告に係る災害等防止措置の内容

措置の内容は、災害の発生の防止という**目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内**のものとする必要があります。

また、勧告された者が、具体的にいつまでに何をどのようにすればいいのかを理解することができるように、**講ずべき措置の内容や時期を明確に示す**ことが必要です。

すなわち、「擁壁が崩落しそうで危険なため対処すること」といった抽象的な内容ではなく**措置によって解決すべき現状の懸念と、そのために必要な具体的措置について明示**することが求められます。(例えば、「擁壁が崩落しないよう、傾斜している増し積み部分を撤去すること」など)

さらに、工作物を除却する場合には、工作物全部の除却なのか、一部の特定物の除却なのか等の除却する範囲を明確に示すことも必要です。

### ②勧告に至った理由

管理不全所有者不明土地がどのような状態にあつて、どのような悪影響をもたらしているかを記載します。また、当該状態が下記のいずれに該当するかを、**チェックリストを基に具体的に記載**して、確知所有者が理解できるように提示します。

- ・災害を発生させるおそれのある状態
- ・周辺の地域において環境を著しく悪化させるおそれのある状態

### ③措置の期限

措置の期限は、所有者不明土地の管理状況、周辺の地域への悪影響の度合いや切迫度、災害等防止措置の内容等に応じて、**社会通念上、合理的に必要な期間**を勘案して決定します。

例えば、勧告を受けた者が当該措置を行うために通常要すると思われる期間として、工事の施工に要する期間を勘案して決定するなどが考えられます。

### ④その他

以下の内容を記載します。

- ・勧告に係る措置を実施した場合は、遅滞なく当該勧告の責任者にその旨を報告すること
- ・正当な理由がなく、勧告に係る措置を講じなかった場合、法第39条に基づく災害等防止措置命令を行う可能性があること

#### 〔残置物等（廃棄物を含む。）に対する措置を含む場合〕

- ・残置物等を措置の期限までに運び出し、適切に処分等すべきこと
- ・工作物等の除却により発生する残置物等を措置の期限までに関係法令(※)に従って適切に処理すべきこと

(※)廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、土壤汚染対策法など。

## (6) 災害等防止措置命令の基本的な流れ (法第 39 条)

### ア 命令の要件 (共有地の共有持分に応じた取り扱い)

勧告の相手方である確知所有者が、正当な理由がなく勧告に係る災害等防止措置を講じないときは、その確知所有者に対し、相当の期間を定めて、当該災害等防止措置を講ずべきことを命ずることができます。

講ずべき災害等防止措置ごとに、必要となる共有持分の要件が異なるため、その判断は個別具体的に行う必要があります (下記参照)。

#### ① 「土地の現状を維持する行為 (保存行為)」を講ずべき場合： **共有持分割合は無関係**

災害等防止措置の内容が、土地の現状を維持する行為 (保存行為) に該当する場合は、**保存行為は各共有者が単独で行うことができる** (民法第 252 条第 5 項) ため、確知所有者が有する共有持分割合に関わらず、**命令を行うことができます**。

(具体例)

- ・土地の一部が陥没している場合に、その穴を塞ぎ、陥没前の状況と同様の状況に修復する行為
- ・崩壊している箇所をシートで被う行為

#### ② 「土地の形状又は効用の著しい変更を伴う行為 (変更行為)」を講ずべき場合：

**全ての共有持分が必要**

災害等防止措置の内容が、土地の形状又は効用の著しい変更を伴う行為 (変更行為) に該当する場合は、**共有者全員の同意 (全ての共有持分) が必要**である (民法第 251 条第 1 項) ため、共有者の中に不明所有者がいる場合、**命令を行うことができません**。

(具体例)

- ・高低差の大きな土地から土砂が流出しないよう、擁壁を新たに設置して敷地全体を平らにする行為

#### ③ 「①及び②以外の行為 (軽微変更)」を講ずべき場合： **共有持分の過半数が必要**

災害等防止措置の内容が、①及び②以外の行為 (土地の管理行為及び土地の形状又は効用に変更を加える行為であって形状又は効用の著しい変更を伴わないもの (軽微変更)) に該当する場合は、**共有持分の過半数が必要**である (民法第 251 条第 1 項・第 252 条第 1 項) ため、確知所有者の共有持分の総計が過半数に満たないときには、**命令を行うことはできません**。

(具体例)

- ・樹木が巨大化し、台風が接近した際に倒壊のおそれがある場合に、その全てを伐採する行為

措置の実施に必要な持分を確知所有者が有していない場合には、命令ができないため (法第 39 条但書)、事態を放置したときの影響等も考慮した上で、民法の特例請求や代執行について検討することが考えられます。

### イ 命令の手續

#### 【確知所有者への通知】

命令を行う場合は、措置を命ずる確知所有者に対し、所定の事項を記載した**災害等防止措置命令書（参考様式 2）**を交付するものとします。

主な記載事項は、次のとおりです。

#### ①命令に係る災害等防止措置の内容

命令の内容となる災害等防止措置は、法第 38 条第 1 項に基づき行った勧告に係る措置であり、**措置の内容を明確に示す**必要があります。

#### ②命令に至った理由

勧告と同様、根拠法令の条項及びその管理不全所有者不明土地がどのような状態にあって、どのような悪影響をもたらしているか、その結果どのような措置を命ぜられているのか等について、確知所有者が理解することができるように**具体的に提示**します。

#### ③措置の期限

勧告と同様、所有者不明土地の管理状況、周辺の地域への悪影響の度合いや切迫度、災害等防止措置の内容等に応じて、**社会通念上、合理的に必要な期間**を勘案して決定します。

#### ④その他

以下の内容を記載します。

- ・災害等防止措置命令に係る措置を実施した場合は、遅滞なく当該措置命令の責任者にその旨を報告すること
- ・正当な理由がなく、災害等防止措置命令に係る措置を講じなかった場合、法第 40 条 1 項に基づく代執行を行う可能性があること

#### 【残置物等（廃棄物を含む。）に対する措置を含む場合】

- ・残置物等を措置の期限までに運び出し、適切に処分等すべきこと
- ・工作物等の除去により発生する残置物等を措置の期限までに関係法令に従って適切に処理すべきこと

#### 【不服申立てをすべき行政庁等の教示】

この命令は行政争訟の対象となる処分となりますので、この命令に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定による審査請求や行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 条）の規定による処分の取消しの訴えを行うことができます。

このため、命令においては、以下の内容について、書面で示す必要があります。

## 2. 管理不全所有者不明土地の管理適正化のための措置

---

### <行政不服審査法（第 82 条第 1 項）に基づく内容>

- ① 当該処分につき不服申立てをすることができる旨
- ② 不服申立てをすべき行政庁
- ③ 不服申立てをすることができる期間

### <行政事件訴訟法（第 46 条第 1 項）に基づく内容>

- ④ 当該処分に係る取消訴訟の被告とすべき者
- ⑤ 当該処分に係る取消訴訟の出訴期間

## (7) 代執行の基本的な流れ（法第40条）

### ア 代執行の要件

次の①～③のいずれかに該当する場合、管理不全所有者不明土地における災害等防止措置に係る事態を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該管理不全所有者不明土地の所有者の負担において、当該災害等防止措置を自ら講じ、又はその命じた者若しくは委任した者に当該災害等防止措置を講じさせることができます。

#### <代執行が可能なケース>

- ①管理不全所有者不明土地の**所有者が全員不明の場合**
- ②**確知所有者が災害等防止措置の実施に必要な共有持分を有していない場合**
- ③**災害等防止措置を講ずべきことを命ぜられた確知所有者が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る災害等防止措置を講じない場合、講じても十分でない場合又は講ずる見込みがない場合**

また、代執行によって講じることができる措置は、他人が代わってすることのできる義務（代替的作為義務）に限られ、以下の要件を満たすことが必要です。

#### <代執行の要件>

- ①当該管理不全所有者不明土地における土砂の流出又は崩壊その他の事象によりその周辺の土地において**災害を発生**させることを防止するため、必要かつ適当であること
- ②当該管理不全所有者不明土地の周辺の地域において**環境を著しく悪化**させることを防止するため、必要かつ適当であること

### イ 代執行の手続

#### 【所有者の状況】

上記「代執行が可能なケース」の①～③の場合、それぞれ下表のⅠから～Ⅳまでの手続が必要となります。

#### <所有者の状況に応じた代執行の手続>（●：必要となる措置）

代執行が可能なケース	手続Ⅰ	手続Ⅱ	手続Ⅲ	手続Ⅳ
	代執行令書による通知	執行責任者の証券の携帯及び呈示	対象土地に存する不動産の取扱いの明示	費用の徴収
①	※代執行令書による通知ができないため事前公告が必要	●	●	
②		●	●	●
③	●	●	●	●

## 2. 管理不全所有者不明土地の管理適正化のための措置

### 【代執行令書による通知（③の場合）】

義務者（災害等防止措置を講ずべきことを命ぜられた確知所有者）が指定の期限までにその義務を履行しないときは、代執行令書（参考様式3）（確知所有者がいない場合は事前公告が必要）をもって、下記について義務者に通知します。

#### ①代執行の時期

勧告・命令から代執行まで時間的間隔の定めはなく、事態を放置した場合の影響等を考慮した災害発生等の危険の切迫度、事前の告知に**通常要すると考えられる期間**等を勘案して適切に定めます。

#### ②代執行のために派遣する執行責任者の氏名

執行責任者を代執行権者が適宜決定します。

#### ③代執行に要する費用の概算による見積額

なお、代執行令書を通知する際には、災害等防止措置命令を行う際と同様に、行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づいて、書面で必要な事項を相手方に示す必要があります。

### 【執行責任者の証票の携帯及び呈示（①～③の場合）】

代執行者である市町村長は、執行責任者に対して、「その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票」を交付する必要があります。

また、執行責任者は、執行責任者証（参考様式4）を携帯し、相手方や関係人の要求があるときは、これを提示する必要があります。

### 【対象土地に存する不動産の取扱いの明示（①～③の場合）】

代執行に当たって、③の場合は代執行令書（参考様式3）、①、②の場合は事前公告において、以下の事項を明記することが望まれます。

①対象となる土地に存する残置物等について、履行の期限又は代執行の開始日までに運び出し、適切に処分等すべき旨

②代執行により発生する残置物等については、関係法令に従って適切に処理すべき旨

③履行の期限までに履行されない場合は、代執行する旨

## 2. 管理不全所有者不明土地の管理適正化のための措置

### 【費用の徴収（②・③の場合）】

代執行に要した一切の費用は、義務者から徴収します。義務者から徴収すべき金額は代執行の手数料ではなく、実際に代執行に要した費用です。当該費用には、作業員の賃金、請負人に対する報酬、資材費、第三者に支払うべき補償料等が含まれますが、義務違反の確認のために要した調査費等は含まれません。

費用の徴収に当たっては、持分の多寡にかかわらず確知所有者それぞれに対して費用の全額を請求することも可能ですが、所有者の判明状況や講じた措置の内容に応じて、例えば共有持分に応じた負担を求めるなどの対応も考えられます。

費用の徴収については、文書（納付命令書）において以下の内容を定め、その納付を命じる必要があります（行政代執行法第5条）。

- ①実際に要した費用の額
- ②その納期日

なお、行政代執行法においては、代執行の終了後に費用を徴収することのみが認められていることから、代執行終了前の見積による暫定額をあらかじめ徴収することは認められません。

費用の徴収については、国税滞納処分の例（※）による強制徴収が認められ（行政代執行法第6条第1項）、代執行費用については、市町村長は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有します（同条第2項）。

（※）納税の告知（国税通則法（昭和37年法律第66号）第36条第1項）、督促（同法第37条第1項）、財産の差押え（国税徴収法（昭和34年法律第147号）第47条）、差押財産の公売等による換価（同法第89条以下、第94条以下）、換価代金の配当（同法第128条以下）の手順。

### 3. 管理不全状態を判断するためのチェックリスト

#### (1) 管理不全状態を判断するためのチェックリストの概要

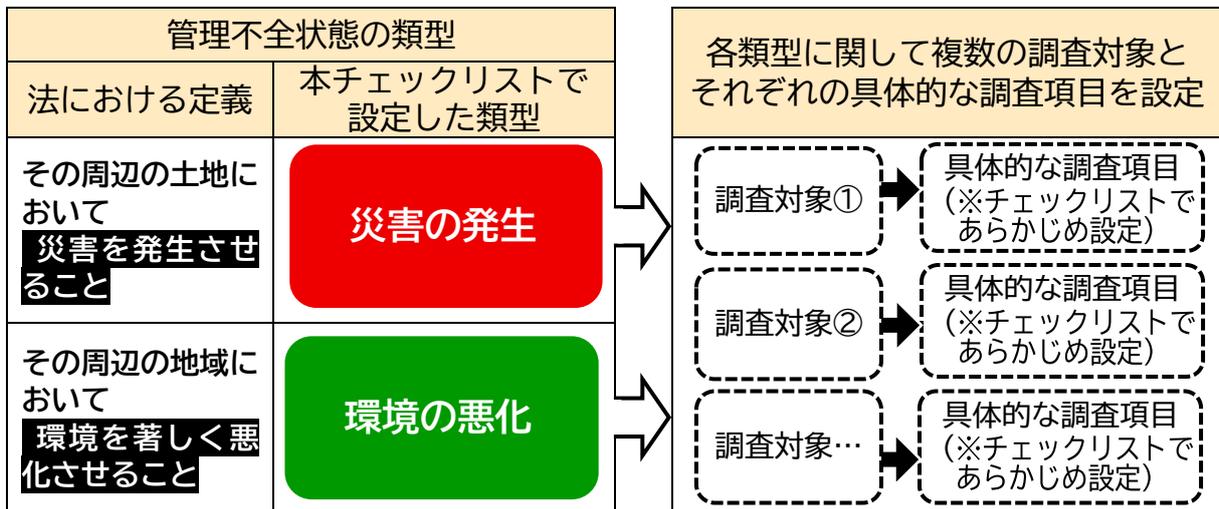
##### ア チェックリストの目的

管理不全所有者不明土地に対する措置を講ずる際には、次に掲げる事態の発生を防止するために必要かつ適当と認められるかどうかを判断する必要があります。

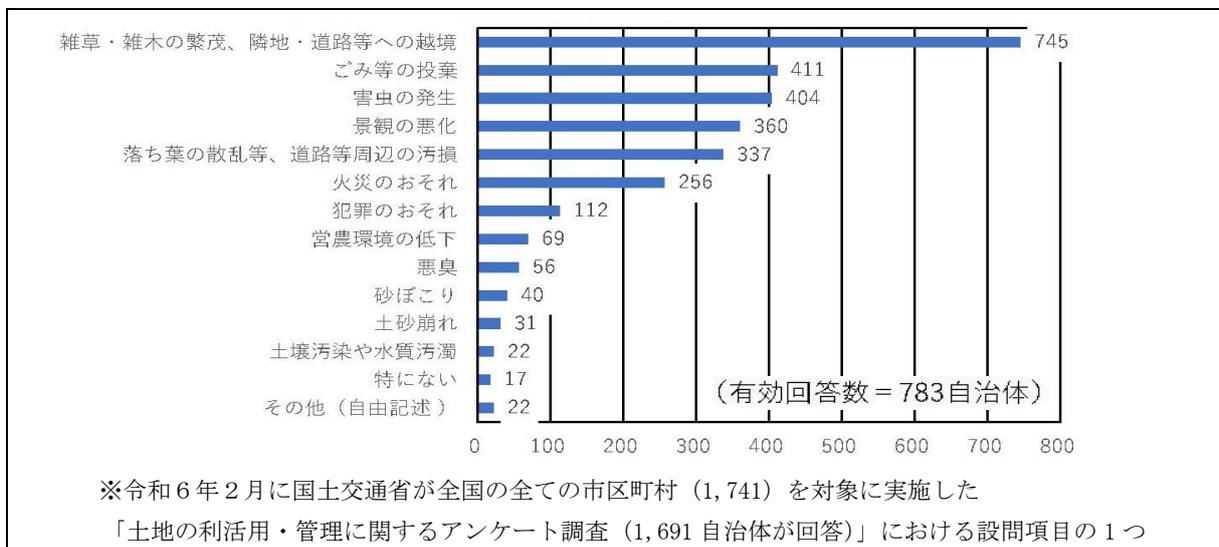
- ① その周辺の土地において『災害を発生させること』
- ② その周辺の地域において『環境を著しく悪化させること』

このため、国のガイドラインやアンケート結果等を参考にして、法に規定する管理不全状態の類型ごとに調査対象と調査項目を設定し、管理不全状態に該当するかどうかを判断するチェックリストを作成しました。

なお、チェックリストで設定した調査対象及び調査項目は例示であり、当該土地の状況や地域の特性等を踏まえて、適宜追加・修正等してください。



【参考】 『空き地の適正管理及び利活用に関するガイドライン (R7.4 国土交通省)』における「管理不全土地が周辺に及ぼす悪影響に関するアンケート結果」



##### ■ 参考\_管理不全土地が周辺に及ぼす悪影響

(出典：空き地の適正管理及び利活用に関するガイドライン (R7.4 国土交通省))

### 3. 管理不全状態を判断するためのチェックリスト

#### ① 『災害の発生』に関する調査対象及び調査項目

『災害の発生』に関する調査項目		参考：措置の例
調査対象	具体的な調査項目	
① 塀等の工作物・擁壁の損傷	・塀等の工作物が損傷・傾き等による倒壊	・塀等の工作物の撤去・補修 ・擁壁の補修 ・土砂等の撤去 ・陥没箇所の埋め土 ・汚染物等の除去
	・塀等の工作物の破損による破片の隣地・道路等への飛散	
	・擁壁の損傷・傾き等による土砂の流出	
	・土砂等の堆積により土砂の流出	
	・土地の沈下・陥没等による隣地の崩落	
	・土壌汚染による地下水の汚染・近隣住民への健康被害	
② 立木の繁茂	・立木の腐朽・傾き等による倒木	・立木の撤去 ・枝の剪定
	・枝の電線への接触による停電	
	・枝のはみ出しによる通行への支障・交通事故の発生	
	・落ち葉等が側溝に詰まることによる冠水	
	・落ち葉等の散乱による清掃の多大な労力・費用の発生	
③ 雑草の繁茂	・雑草が繁茂し、見通しが悪いことによる通行への支障・交通事故の発生	・雑草の刈り払い
	・雑草が繁茂し、見通しが悪く、不審者等による犯罪の発生	
	・枯草に起因する火災の発生	

#### ② 『環境の悪化』に関する調査対象及び調査項目

『環境の悪化』に関する調査項目		参考：措置の例
調査対象	具体的な調査項目	
① ゴミの堆積	・隣地・道路へのゴミの散乱	・ゴミの撤去
	・ゴミの堆積による悪臭の発生	
	・ゴミの堆積による害虫の発生	
	・ゴミへの放火等による火災の発生	
	・危険物（廃油、充電式の家電製品等）による火災・事故の発生	・危険物の撤去
② 動物の定着	・動物の糞尿等による悪臭の発生	・動物定着の原因（棲み処等）の除去
	・動物の鳴き声等による騒音の発生	
	・動物による近隣住民・通行人への加害	
	・動物による農作物等への被害	
③ 害虫の発生	・害虫による近隣住民への健康被害	・害虫発生の原因（立木・ゴミ等）の除去 ・殺虫剤の散布
	・害虫による近隣住民・通行人への加害	
	・害虫による農作物等への被害	

※ 上記の調査対象及び調査項目は現地調査の際に確認するため設定したものです。法に規定する管理不全状態の類型と調査対象及び調査項目の区分は概ね対応していますが、調査項目によっては区分が異なる場合がありますので留意してください。

### 3. 管理不全状態を判断するためのチェックリスト

## イ チェックリストの構成・活用手順

チェックリストは個票と総括票で構成されています。

個票は当該土地の状況を把握するため、管理不全状態の類型ごとに調査対象と調査項目を設定していますので、それらの該当の有無や特記事項等を記入します。

総括票は管理不全状態の評価や今後の措置を検討するため、個票に基づき管理不全状態の評価や措置の目安、今後の措置の内容等を記入します。

なお、チェックリストの活用手順は次のとおりです。

- ① 現地調査（チェックリスト個票）
- ② 管理不全状態の評価・判断（チェックリスト総括票）
- ③ 今後の措置の検討（措置の実施）（チェックリスト総括票）

### 【チェックリスト個票（災害の発生）】

チェックリスト1		災害の発生 に関する現地調査		調査実施日時 2026年03月03日 00:00~00:00	
調査担当者		①所属： 氏名：		②所属： 氏名：	
当該類型に対応した調査対象及び調査項目		該当の有無		特記事項	
調査対象	番号	具体的な調査項目		有	無
①塀等の工作物・擁壁の損傷	(1)	塀等の工作物が損傷・傾き等による倒壊			
	(2)	塀等の工作物の破損による破片の隣地・道路等への飛散			
	(3)	擁壁の損傷・傾き等による土砂の流出			
	(4)	土砂等の堆積による土砂の流出			
	(5)	土地の沈下・陥没等による隣地の崩落			
	(6)	土壌汚染による地下水の汚染・近隣住民への健康被害			
②立木の繁茂	(1)	立木の腐朽・傾き等による倒木			
	(2)	枝の電線への接触による停電			
	(3)	枝のはみ出しによる通行への支障・交通事故の発生			
	(4)	落ち葉等が側溝に詰まることによる冠水			
	(5)	落ち葉等の散乱による清掃の多大な労力・費用の発生			
③雑草の繁茂	(1)	雑草が繁茂し、見通しが悪いことによる通行への支障・交通事故の発生			
	(2)	雑草が繁茂し、見通しが悪く、不審者等による犯罪の発生			
	(3)	枯草に起因する火災の発生			

### 【チェックリスト総括票】

チェックリスト総括票							
類型	調査対象	具体的な調査項目 (個票から転記)	特記事項 (個票から転記)	評価ランク			措置の目安 (自衛表示)
				I 今後の周辺への影響のおそれ無し	II 今後の周辺への影響のおそれ有り	III 既に周辺にも影響	
チェックリスト1 災害の発生	①塀等の工作物・擁壁の損傷						-
							-
							-
チェックリスト2 環境の悪化	②動物の定着						-
							-
							-
チェックリスト2 環境の悪化	③害虫の発生						-
							-
							-
今後の措置の内容							

## (2) 現地調査

管理不全状態の所有者不明土地に関する情報を入手した場合、チェックリスト（個票）を活用して現地の状況を調査します。

なお、事前準備段階における調査は、まずは「公道から目視確認を行う現地調査」が基本となりますが、法に基づく措置に移行する段階で、現地調査の精度を高める場合には、法に基づいて敷地内への立入調査を行います。

### ア 現地調査の手順

- ① チェックリストの調査項目ごとに、当該土地の状況や周辺への影響の状況等を踏まえ、それぞれ「該当の有無」を記入します。  
なお、現地調査の後、管理不全状態の評価・判断を適切に行うため、安易に「該当無」とすることなく、将来の予見性を含め慎重に調査してください。
- ② 当該の有の調査項目について、当該土地の状況や周辺への影響の状況等を「特記事項」として記入します。  
なお、「特記事項」には、管理不全状態の評価・判断や今後の措置を検討するため、可能な範囲で数量や大きさ、周辺への影響等を具体的に記入してください。（チェックリスト個票記入例①②参照）
- ③ 現地調査の後日でも確認できるよう、現地の写真を撮影し、写真撮影位置図等とともに、チェックリストに添付します。

### 3. 管理不全状態を判断するためのチェックリスト

#### 【チェックリスト個票の記入項目】

チェックリスト1		災害の発生 に関する現地調査		調査実施日時 2026年00月00日 00:00~00:00	
調査担当者		①所属： 氏名：		②所属： 氏名：	
当該類型に対応した調査対象及び調査項目			該当の有無		特記事項 当該土地の状況や周辺への影響の状況等を記入 (可能な範囲で数量や大きさ、周辺への影響等を具体的に記入)
調査対象	番号	具体的な調査項目	有	無	
①塀等の工作物・擁壁の損傷	(1)	塀等の工作物が損傷・傾き等による倒壊			調査項目ごとに「該当の有無」を記入するとともに、「特記事項」として当該土地の状況や周辺への影響の状況等を記入します
	(2)	塀等の工作物の破損による破片の隣地・道路等への飛散			
	(3)	擁壁の損傷・傾き等による土砂の流出			
	(4)	土砂等の堆積による土砂の流出			
	(5)	塀等の工作物の没等による隣地の			
	(6)	土壌汚染による地下水の汚染・近			
②立木の繁茂	(1)	木の腐朽・傾き等による倒木			※可能な範囲で数量や大きさ、周辺への影響等を具体的に記入してください
	(2)	木の倒壊・倒壊による停電			
	(3)	枝のみ出しによる通行への支障・交通事故の発生			
	(4)	落ち葉等が側溝に詰まることによる冠水			
	(5)	落ち葉等の散乱による清掃の多大な労力・費用の発生			
③雑草の繁茂	(1)	雑草が繁茂し、見通しが悪いことによる通行への支障・交通事故の発生			
	(2)	雑草が繁茂し、見通しが悪く、不審者等による犯罪の発生			
	(3)	枯草に起因する火災の発生			
位置図・現地写真等貼付欄		<p>※現地写真を貼付する場合は、撮影日時・天候等も記入</p> <p>現地調査の後日でも確認できるよう、現地の写真を撮影し、写真撮影位置図等とともに添付します</p>			

### (3) 管理不全状態の評価・判断

現地調査を踏まえ、チェックリスト（総括票）を活用して、管理不全状態に該当するかどうかの評価・判断を行います。

#### ア 評価・判断の手順

- ① 現地調査を踏まえ、チェックリスト（個票）で該当の有の「調査項目」と「特記事項」をチェックリスト（総括票）に転記します。
- ② 調査項目ごとに、評価基準に基づき該当する「評価」を入力します。  
（チェックリスト総括票記入例参照）

#### 【チェックリスト総括票の記入項目①】

チェックリスト総括票							
類型	調査対象	具体的な調査項目 (個票から転記)	特記事項 (個票から転記)	評価ランク			措置の目安 (自動表示)
				I 今後の周辺 への影響の おそれ無し	II 今後の周辺 への影響の おそれ有り	III 既に周辺に も影響	
チェックリスト1 災害の発生	① 崩等の工作物・擁壁の損傷						-
	② 立木の繁茂						-
	③ 雑草の繁茂						-
チェックリスト2 環境の悪化	① ゴミの堆積						-
	② 動物の定着						-
	③ 害虫の発生						-
今後の措置の内容							

チェックリスト（個票）で該当の有の「調査項目」と「特記事項」を転記します

調査項目ごとに、評価基準に基づき該当する「評価」を入力します

#### イ チェックリストの評価基準

チェックリストの評価・判断は、以下の評価基準に基づき行います。

管理不全状態の評価基準	
I	管理不全状態に該当するが、現時点で周辺に影響を与える状況にはなく、今後も影響のおそれがない
II	管理不全状態に該当し、現時点で周辺に影響を与える状況にはないものの、このまま放置すると今後周辺への影響のおそれがある
III	管理不全状態に該当し、既に周辺に影響が生じている

## ウ 評価・判断に当たっての留意点

管理不全状態に該当するかどうかの評価・判断は以下のような点を考慮して行う必要があります。

ただし、これらの評価・判断は、将来の蓋然性を含むものであり、必ずしも定量的な基準により一律に判断することはなじまず、当該土地等の状態やその周辺の生活環境への悪影響の程度、危険度の切迫性等を勘案し、総合的に行う必要があります。

なお、これらに関する評価・判断に当たっては、法第46条に基づく協議会等において学識経験者等の意見を聴くことも考えられます。

### (ア) 所有者による管理の実施の有無

次のような場合には、「所有者による管理が実施されておらず、かつ、引き続き管理が実施されないことが確実」と評価・判断します。

- ① 所有者が全員不明で、現に管理が実施されていない場合
- ② 所有者の一部が判明しているが、その所有者が現に管理を実施しておらず、今後も管理を実施する意向がない場合

このため、確知所有者が現に土地の管理をしている場合や、助言等により、適切な管理が実施されることが見込まれる場合は、管理不全所有者不明土地に該当しません。

一方で、所有者が全員不明の場合には、確知所有者がいないため、勧告、災害等防止措置命令を行うことはできず、事態を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、管理不全所有者不明土地に該当し、代執行の検討が必要となります。

### (イ) 悪影響等の程度

周囲への悪影響についての評価・判断に当たっては、例えば、管理不全所有者不明土地が中心市街地や通行量の多い駅周辺にある場合等、特に周辺の土地や通行人等に及ぶ影響が大きいと思料される区域に位置する場合には、措置を講ずる必要性はより高いと考えられます。

この場合の「発生するおそれ」とは、そのまま放置された場合の悪影響が社会通念上予見可能な状態を指すものであって、明らかに実現性が乏しい可能性まで含むものではないことに留意してください。

### 3. 管理不全状態を判断するためのチェックリスト

## (4) 今後の措置の検討

管理不全状態に該当するかどうかの評価・判断を踏まえ、今後の措置を検討します。

今後の措置の内容としては、注意喚起、指導助言、法に基づく措置（勧告・命令・代執行）が想定されます。

### ア 今後の措置の検討手順

- ① チェックリスト（総括票）には、調査項目の「評価」結果に基づき、それぞれ対応する「措置の目安」が表示されます。
- ② この「措置の目安」を踏まえ、今後の措置を検討の上、「措置の内容」を記入します。

#### 【チェックリスト総括票の記入項目②】

チェックリスト総括票							
類型	調査対象	具体的な調査項目 (欄裏から転記)	特記事項 (欄裏から転記)	評価ランク			措置の目安 (自動表示)
				I 今後の周辺 への影響の おそれ無し	II 今後の周辺 への影響の おそれ有り	III 既に周辺に も影響	
チェックリスト1 災害の発生	① 塀等の工作物・擁壁の損傷						-
							-
							-
チェックリスト2 環境の悪化	② 立木の繁茂						-
							-
							-
チェックリスト2 環境の悪化	③ 雑草の繁茂						-
							-
							-
チェックリスト2 環境の悪化	① ゴミの堆積						-
							-
							-
チェックリスト2 環境の悪化	② 動物の定着						-
							-
							-
チェックリスト2 環境の悪化	③ 害虫の発生						-
							-
							-
今後の措置の内容		「措置の目安」を踏まえ、今後の措置を検討の上、「措置の内容」を記入します					

「評価」結果に基づき、対応する「措置の目安」が表示されます

### 3. 管理不全状態を判断するためのチェックリスト

#### イ 措置の目安

チェックリスト総括票における評価基準と措置の目安の関係は次のとおりです。

##### ・評価基準Ⅰ（今後の周辺への影響のおそれ無し）

管理不全状態に該当しますが、現時点で周辺に影響を与える状況にはなく、今後も影響のおそれがないため、呼びかけや**注意喚起**（※1）に留まります。

##### ・評価基準Ⅱ（今後の周辺への影響のおそれ有り）

管理不全状態に該当し、現時点で周辺に影響を与える状況にはないものの、このまま放置すると今後周辺への影響のおそれがあるため、**指導・助言**（※2）を行う必要があります。なお、周辺への悪影響の程度や危険度の切迫性等によっては、**勧告・命令・代執行**を検討する必要があります。

##### ・評価基準Ⅲ（既に周辺にも影響）

管理不全状態に該当し、既に周辺に影響が生じているため、**勧告・命令・代執行**（※3）を検討する必要があります。ただし、この場合にもまずは指導・助言等により、自主的な管理の実施を促すことが基本となります。

該当する評価ランク	評価ランク〔評価の序列：Ⅰ→(悪い)→Ⅲ〕		
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
	管理不全状態に該当		
	今後の周辺への影響のおそれ無し	今後の周辺への影響のおそれ有り	既に周辺にも影響
措置の目安	注意喚起	指導・助言	勧告・命令・代執行

- ※1 行政指導として相手に「求める行為」ではなく、土地の適正管理を依頼する案内や関連情報を掲載した文書等を配布するなどの対応を想定しています。
- ※2 行政手続法第2条6号に規定する行政指導として、一定の作為（管理不全状態の解消）を求める行為を指します。
- ※3 勧告・命令・代執行を行う場合でも、措置に先立って助言・指導を行い、自主的な管理の実施を促します。

#### ウ 法に基づく措置の実施

法に基づく措置を実施する場合には、国のガイドラインや本マニュアルを参考にして法令に従い適正に実施します。

なお、勧告書等の「勧告に至った理由」等の作成に当たっては、チェックリストを活用し、具体的に記載してください。

## 参考資料：法に基づく措置の参考様式

---

法に基づく措置の参考様式として、以下の様式を添付します。

様式番号	様式名	対応する法の条文
参考様式1	勧告書	法第38条第1項
参考様式2	災害等防止措置命令書	法第39条
参考様式3	代執行令書	法第40条第1項
参考様式4	執行責任者証	法第40条第1項関係

参考様式 1 (法第38条第1項)

○年○月○日  
○○ 第○○号

○○市○○町○丁目○番○号  
○○ ○○ 殿

○○市長 ○○ ○○  
(担当 ○○部○○課)

勸告書

貴殿の所有する下記の土地は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「法」という。）第38条第1項に定める「管理不全所有者不明土地」に該当すると認められたため、貴殿に対して対策を講じるよう指導してきましたが、現在に至っても改善がされていません。

については、下記のとおり災害等防止措置を講じるよう、同項の規定に基づき勸告します。

記

1. 対象となる土地

所在地 ○○市△△町△丁目△番△号  
用途 ○○

※勸告に至った理由に記載する「周辺への影響や改善の切迫性」に応じて所有者自らが行うべき措置の内容を記載

2. 勸告に係る災害等防止措置の内容

(何をどのようにするのか、具体的に記載)

(対象となる土地に残置物等がある場合は、当該残置物等に対する取扱いについても明記することが望ましい。)

(記載例)

対象となる土地に残置されている残置物等を措置の期限までに運び出し、適切に処分等すること。

災害等防止措置を講じることにより発生する残置物等を措置の期限までに関係法令に従って適切に処理すること。

3. 勸告に至った理由

(対象となる土地がどのような状態にあつて、どのような悪影響をもたらしているか、当該状態が、①土砂の流出又は崩壊その他の事象によりその周辺の土地において災害を発生させるおそれのある状態、②周辺の地域において環境を著しく悪化させるおそれのある状態のいずれに該当するか具体的に記載)

4. 勸告の責任者

○○市○○部○○課長 ○○ ○○  
連絡先：○○-○○○○-○○○○

※現地調査におけるチェックリストの調査・判定結果を基に記載  
✓チェックリストの各調査項目に対する該当状況（管理不全状態）  
✓生じている又は懸念される周辺への影響や改善の切迫性 など

5. 措置の期限

○年○月○日

(注 意)

①上記5. の措置の期限までに上記2. の災害等防止措置を講じた場合は、遅滞なく上記4. の者まで報告すること。

②上記5. の措置の期限までに正当な理由がなくて上記2. の災害等防止措置を講じなかった場合は、法第39条の規定に基づき、当該措置を講ずべきことを命ずることがあります。

参考様式 2 (法第39条)

〇年〇月〇日  
〇〇 第〇〇号

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
〇〇 〇〇 殿

〇〇市長 〇〇 〇〇  
(担当 〇〇部〇〇課)

災害等防止措置命令書

貴殿の所有する下記の土地は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「法」という。）第38条第1項に定める「管理不全所有者不明土地」に該当すると認められたため、〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により、同項の規定に基づき勧告しましたが、現在に至っても勧告した災害等防止措置が講じられていません。

ついては、下記のとおり災害等防止措置を講じるよう、法第39条の規定に基づき命じます。

記

1. 対象となる土地

所在地 〇〇市△△町△丁目△番△号  
用途 〇〇

※命令に至った理由に記載する「周辺への影響や改善の切迫性」に応じて所有者自らが行うべき措置の内容を記載

2. 命令に係る災害等防止措置の内容

(何をどのようにするのか、具体的に記載)  
(対象となる土地に残置物等がある場合は、当該残置物等に対する取扱いについても明記することが望ましい。)  
(記載例)

対象となる土地に残置されている残置物等を措置の期限までに運び出し、適切に処分等すること。

災害等防止措置を講じることにより発生する残置物等を措置の期限までに関係法令に従って適切に処理すること。

3. 命令に至った理由

(対象となる土地がどのような状態にあって、どのような悪影響をもたらしているか、当該状態が、①土砂の流出又は崩壊その他の事象によりその周辺の土地において災害を発生させるおそれのある状態、②周辺の地域において環境を著しく悪化させるおそれのある状態のいずれに該当するか具体的に記載)

4. 命令の責任者

〇〇市〇〇部〇〇課長 〇〇 〇〇  
連絡先：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※現地調査におけるチェックリストの調査・判定結果を基に記載  
✓チェックリストの各調査項目に対する該当状況（管理不全状態）  
✓生じている又は懸念される周辺への影響や改善の切迫性 など

5. 措置の期限

〇年〇月〇日

(注 意)

- ①上記5. の措置の期限までに上記2. の災害等防止措置を講じた場合は、遅滞なく上記4. の者まで報告すること。
- ②本命令に違反した場合は、法第62条第1項第4号の規定に基づき、30万円以下の罰金に処せられます。

- ③上記5. の措置の期限までに上記2. の災害等防止措置を講じない場合、講じても十分でない場合又は講ずる見込みがない場合は、法第40条第1項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。
- ④この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に〇〇市長に対し審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。
- ⑤この処分の取消を求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇市長を被告として、処分の取消の訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消の訴えを提起することができなくなります。なお、処分の取消の訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

### 参考様式3（法第40条第1項）

○年○月○日  
○○ 第○○号

○○市○○町○丁目○番○号  
○○ ○○ 殿

○○市長 ○○ ○○  
(担当 ○○部○○課)

## 代執行令書

○年○月○日付け○○第○○号により、貴殿の所有する下記の土地について、下記の災害等防止措置を○年○月○日までに講じるよう命じましたが、指定の期日までに履行されませんでしたので、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号、以下「法」という。）第40条第1項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、通知します。

代執行に要する全ての費用は、法第40条第2項において準用する行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条の規定に基づき貴殿から徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の残置物等について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

## 記

### 1. 代執行の対象となる土地

所在地 ○○市△△町△丁目△番△号  
用途 ○○（附属する門、塀等を含む。）

### 2. ○年○月○日付け○○第○○号により命令した災害等防止措置の内容※

（何をどのようにするのか、具体的に記載）※ 災害等防止措置命令書と同内容を記載（対象となる土地に残置物等がある場合は、当該残置物等に対する取扱いについても明記することが望ましい。）

（記載例）

対象となる土地に残置されている残置物等を措置の期限までに運び出し、適切に処分等すること。

災害等防止措置を講じることにより発生する残置物等を措置の期限までに関係法令に従って適切に処理すること。

### 3. 代執行の時期

○年○月○日から○年○月○日まで

### 4. 執行責任者

○○市○○部○○課長 ○○ ○○

### 5. 代執行に要する費用の概算見積額

約○, ○○○, ○○○円

（注 意）

- ①この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に○○市長に対し審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。

②この処分の取消を求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇市長を被告として、処分の取消の訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消の訴えを提起することができなくなります。なお、処分の取消の訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

参考様式 4 (法第40条第1項関係)

(表 面)

〇〇第〇〇号

**執行責任者証**

〇〇部〇〇課長 〇〇 〇〇

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。

〇年〇月〇日

〇〇市長 〇〇 〇〇

**記**

**1. 代執行をなすべき事項**

代執行令書 (〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号) 記載の〇〇市△△町△丁目△番△号の災害等防止措置

**2. 代執行の時期**

〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの間

(裏 面)

**所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法  
(平成30年法律第49号) (抜粋)**

第40条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、管理不全所有者不明土地における災害等防止措置に係る事態を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該管理不全所有者不明土地の所有者の負担において、当該災害等防止措置を自ら講じ、又はその命じた者若しくは委任した者 (以下この項において「措置実施者」という。) に当該災害等防止措置を講じさせることができる。この場合において、第一号又は第二号に該当すると認めるときは、市町村長は、相当の期限を定めて、当該災害等防止措置を講ずべき旨及びその期限までに当該災害等防止措置を講じないときは市町村長又は措置実施者が当該災害等防止措置を講ずる旨を、あらかじめ公告しなければならない。

- 一 管理不全所有者不明土地の確知所有者がない場合
- 二 前条ただし書に規定する場合
- 三 前条の規定により災害等防止措置を講ずべきことを命ぜられた確知所有者が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る災害等防止措置を講じない場合、講じても十分でない場合又は講ずる見込みがない場合

2 (略)

注意

この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。